

1. イントロダクション

1.1 シンガポールの法制度の概要を教えてください。シンガポールの法制度は、コモンロー、大陸法又はその他の法体系のいずれに基づきますか。

シンガポールの法制度は、歴史的には英国法に基づくものであった。英国法の適用に関する法 (Application of the English Law Act, Chapter 7A of Singapore) は、1993 年 11 月までシンガポール法の一部であった英国コモンローが、依然としてシンガポール法の一部を成していることを明らかにしている。現在では、シンガポールはコモンローの方法により独自に法を制定しており、その法制度は、地域機構、国際機構のいずれからも高く評価されている。2007 年には、香港に拠点を置く Political and Economic Risk Consultancy 社が、欧米先進国に比肩する司法制度をもつアジアの国は、シンガポールと香港だけであると明らかにした。世界銀行の世界ガバナンス指標 (World Bank Worldwide Governance Indicators) において、シンガポールの司法制度は、イギリス連邦を構成する 9 カ国中、ニュージーランド、カナダに次いで第 3 位に位置付けられた。

シンガポールには、国の最高法規である憲法が存在する。憲法は、基本原理を要約して定め、国の行政府、立法府及び司法府を明らかにする。議会は、主要な立法とともに、大臣、法定機関及び官公庁が作成した規則や政令などの補助的な規定を制定する。シンガポールの裁判官が下した判決という形式で存在する判例法も、同じく法源となり、先例拘束性の原則 (上級審の判断が下級審の判断を拘束するという原則) が適用される。

1.2 シンガポールでは裁判所はどのように構成されていますか。

民事裁判所は、通常は治安裁判官法廷 (Magistrate's Court)、地区法廷 (District Court)、高等法廷 (High Court) 及び上訴法廷 (Court of Appeal) の 4 層から成る。治安裁判官法廷と地区法廷は、いずれも下級裁判所 (Subordinate Courts) に該当する。主席地区判事 (Chief District Judge) は、下級裁判所の日常的な管理運営業務を統括し、主席判事 (Chief Justice)¹ に対して直接責任を負う。主席地区判事は、他の地区判事の

¹ 主席判事 (Chief Justice) は、シンガポールの司法制度において最高位に位置し、シンガポール首相の意見を踏まえて、シンガポール大統領が指名する。

援助を受けながら、その職務を遂行する。事件は通常、原告の請求額や紛争の目的物の価格に基づいて配点される。

最高裁判所(Supreme Court)は、高等法廷と上訴法廷から成る。高等法廷は、首席判事と高等法廷判事によって構成され、上訴法廷は、首席判事と上訴判事によって構成される。請求額や紛争の目的物の価格が、下級裁判所が管轄を有する事件よりも高額である場合、高等法廷が第一審裁判所となる。

1.3 シンガポールでは弁護士はどのように組織されていますか。

シンガポールにおいては、弁護士はバリスタ(barristers)とソリスタ(solicitors)に分けられておらず、この意味で法律の専門家は一つの集団に融合されている。シンガポール最高裁判所により弁護活動を行うことが認められた弁護士のみが、シンガポールの全ての裁判所の法廷に立ち弁護活動を行うことができる。

1.4 シンガポールでは、弁護士費用の決め方としてどのような方法が一般的ですか。

弁護士法(Legal Profession Act, Chapter 161 of Singapore)は、弁護士が、自らが関与する事件又は取引の対象から利益を取得するとの合意、又は従事している訴訟、法的措置その他継続中の手続が成功した場合にのみ報酬が支払われるとの合意を行うことを禁止している。

それ以外に、弁護士がリーガルサービスの対価としていくら請求するかは、本質的には依頼者と弁護士とで合意すべき事項である。ただし、一般的な実務慣行としては、弁護士の年次及び事務所の評価に応じた異なる時間給に基づいて請求される。ただし、裁判所は、上記合意が不公正かつ不合理と判断した場合、かかる合意が無効であると宣言する権限を有している。

合意が不公正か否かを判断するに当たっては、裁判所は、例えば、訴訟理由や事案の複雑性、関連する問題の難易度や新規性、要求される技能、専門知識及び責任、弁護士が費やした時間や労力などを考慮することができる。

2. 事業を行うための組織

2.1 シンガポール国内でサービスの提供又は物品の販売を行うためには、シンガポール国内に事業組織を設立する必要がありますか。

シンガポール国内でサービスを提供し又は物品を販売するためには、通常、何らかの形態の事業組織を設立する必要がある。なぜならば、商業登記法 (Business Registration Act, Chapter 32 of Singapore)により免除されない限り、個人事業主であっても、事業登記所(Registrar of Businesses)に事業内容を登記しなければならないからである。

2.2 シンガポールではどのような形態の事業組織を設立することができますか。

下記の表を参照。

2.3 各事業組織の設立手続、設立に要する時間及び費用はどの程度ですか。

下記の表を参照。

2.4 シンガポールでは、事業組織が行うことのできる事業活動に制約はありますか。

シンガポールは事業に友好的であり、銀行、金融機関、保険会社、新聞社、出版社、賭博事業など規制されている一定の業種を除くと、シンガポール国内で行うことのできる種類の事業活動はほとんど制限されていないことで知られている。

次ページの表に掲げられた全ての事業組織は、駐在員事務所を除き、シンガポール国内でいかなる種類の事業活動も行うことができる。他方、駐在員事務所は宣伝業務及び取次業務のみを行うことができ、シンガポール国内で実際の事業活動を行うことはできない。

2.5 各事業組織に関して生じる継続義務にはどのようなものがありますか。

下記の表を参照。

No.	事業体	概要	設立手続	設立に要する時間	設立費用	継続義務
1.	会社 (Company)	第3章「会社」を参照	第3章「会社」を参照	第3章「会社」を参照	第3章「会社」を参照	第3章「会社」を参照
2.	外国法人の支店 (Branch of foreign corporation)	この事業組織の形態は、外国法人のみ利用可能である。 支店は独自の法人格を有さず、支店の法的責任は「親」である外国法人に帰属する。シンガポール国内に登録された事業所を有することにより、外国法人はシンガポールの法的手続に服することとなる。 登記義務は、シンガポール国内に事業所を有し、又はシンガポール国内で事業活動を行っている全ての外国法人に課される。会社	登記手続の第一段階として、企業登記所に対し、支店の商号案の承認を得るための申請手続を行わなければならない。 次に、以下の書類を企業登記所に提出しなければならない。 ・外国法人の設立証明書若しくは設立地における登記の認証謄本又は原本 ・外国法人の定款の認証謄本 ・必要事項を記載した取締役のリスト	必要な登記書類が全て提出されれば、支店の登記は通常数時間以内に完了する。	株式資本を有する外国会社の登記手数料は300シンガポールドルであり、株式資本を有さない外国会社の登記手数料は1200シンガポールドルである。また、商号の承認手数料は15シンガポールドルである。	支店は、(会社法が定める一定の条件に従って)年次株主総会から2か月以内に、本店と支店の計算書類を会社登記所に提出しなければならない。 支店は、既に提出した情報に変更が生じた場合、その旨を報告しなければならない。

No.	事業体	概要	設立手続	設立に要する時間	設立費用	継続義務
		<p>法(Companies Act, Chapter 50 of Singapore)により、外国法人の、シンガポール国内で登記された全支店は、</p> <p>①シンガポールに日常的に居住する自然人2名を、法人を代表して送達及び法人に対する通知を受領する権限を有する代理人として選任しなければならない。</p> <p>②シンガポール国内に登記された事業所を有しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール国内に居住する取締役がいる場合、その現地取締役の権限を定める外国法人作成又は外国法人名義の書面 法人を代表して送達及び法人に対する通知を受領する権限を有する現地代理人2名の氏名・住所を記載した外国法人捺印の又は外国法人名義の指名書又は委任状 シンガポール国内にある登記された事業所の住所を通知する書面 			
3.	駐在員事務所 (Representative office)	<p>外国法人がシンガポール国内に事業所を設立するもう一つの方法として、駐在員事務所を設立する方法がある。しかし、駐在員事務所が行える事業活動は、宣伝業務と取次業務に限定されるため、この形態は継続的に事業を行うには適していない。</p> <p>駐在員事務所は、行政管理上の存在に過ぎず、それ自体は法的身分は有さない。</p>	<p>駐在員事務所はシンガポール国際企業庁(International Enterprise Singapore)に登記しなければならない。</p> <p>この登記は1年間を超えない範囲で有効であり、少なくとも有効期限の切れる7日前から更新することができる。</p>	<p>登記手続に要する時間は、通常5営業日である。</p>	<p>登記手数料は、200シンガポールドルである。</p>	<p>駐在員事務所は、法律により届出義務は課されていない。</p> <p>駐在員事務所は恒久的施設として想定されていないため、シンガポール国内に駐在員事務所が作られてから年数が経過した場合には、シンガポールにおける地位を向上させることが推奨される。通常、2、3年も経過すれば、シンガポールにおける事業所の法的地位の取扱いについて、(つまり、支店を登記するのかか子会社を設立するのか)考えるべきである。</p>
4.	個人事業主 (sole proprietorship)	<p>「個人事業主」とは、他の者と共同せず、単独で事業を行う事業主のことをいう。個人事業主は事業主から独立した法人格を有さない。個人事業主は、その事業により被った全ての債務及び法的責任について、個人事業主の債権者に対し、制限なく個人的な責任を負うものである。</p>	<p>シンガポール国内で個人事業主として事業を営む者は全て、(事業登記法で列挙された者を除き)その事業を会社登記所に登記しなければならない。</p> <p>新規事業の登記は、全て電子届出及び情報検索システムを用いて、オンライン上で行わなければならない。</p> <p>新規事業の登記は、登記日から1年間有効である。更新され、2003年1月13日以降に効力が生じた全ての事業登記も、1年間有効である。</p>	<p>個人事業主の登記は、通常、登記手数料を支払ってから15分以内に完了する。</p> <p>しかし、申請について他の機関による承認又は審査を経る必要がある場合には、14日間から2か月を要することもある。</p>	<p>商号の承認手数料は15シンガポールドルであり、事業登記の登記手数料は50シンガポールドルである。</p>	<p>個人事業主は、会計監査を行う必要も、年間売上高を提出する必要もない。</p> <p>登記事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から14日以内に、変更内容と変更日を明記した書面を会社登記所に提出しなければならない。</p>
5.	組合 (Partnership)	<p>組合は、利益を共通にして事業を営む2人以上</p>	<p>個人事業主と同様。</p>	<p>組合の登記は、通常、登記手数料を支払って</p>	<p>商号の承認手数料は15シンガポールドルで</p>	<p>個人事業主と同様。</p>

No.	事業体	概要	設立手続	設立に要する時間	設立費用	継続義務
		<p>上の者から成る。組合は独立した法人格を有さない。</p> <p>各組合員は、他の組合員と連帯して、組合に加入している間に組合が被った全ての債務及び法的責任について責任を負う。</p> <p>組合員数は、20人を超えてはならない。ただし、弁護士、医療、会計業務を事業目的とする組合など専門的なサービスを事業目的とする組合には、この人数の制限は適用されない。</p>		<p>から15分以内に完了する。</p> <p>しかし、申請について他の機関による承認又は審査を経る必要がある場合には、14日間から2か月を要することもある。</p>	<p>あり、事業登記の登記手数料は50シンガポールドルである。</p>	
6.	リミテッド・パートナーシップ (Limited partnership: 以下「LP」という。)	<p>LPは、通常、単発事業又は期間の限定された事業に用いられる。また、1人以上の事業経営について積極的な役割を果たすことを望まない経済的支援者又は投資家が、事業から生じる債務や法的責任を先んじて引き受ける1人以上の者に、事業経営を委任することを望む場合にも用いられる。</p> <p>LPは法人格を有する事業体ではなく、独立した法人格を有するものでない。そのため、LPは、自己名義で財産を所有することも、自己名義で訴えることもできない。</p> <p>LPは、組合と同様、利益を共通にして事業を営む者の集団である。</p> <p>LPは、少なくとも1名の有限責任組合員と少なくとも1名の無限責任組合員によって構成されなければならない。有限責任組合員及び無限責任組合員は個人でも法人(シンガポール国内で設立された法人である必要はない。)でもよい。</p> <p>無限責任組合員は、LPの無限責任組合員であった期間に、LPが</p>	<p>LPは、リミテッド・パートナーシップ法(Limited Partnerships Act, Chapter 163B of Singapore)が定める手続に従って、リミテッド・パートナーシップ登記所(Registrar of Limited Partnerships)に登記を行わなければならない。リミテッド・パートナーシップ法に基づいて行われる全てのLPに関する登記は、リミテッド・パートナーシップ登記所が指定する期間の間、有効である。更新申請も、リミテッド・パートナーシップ登記所に行わなければならない。</p>	<p>個人事業主と同様。</p>	<p>個人事業主と同様。</p>	<p>登記事項に変更が生じた場合には、変更が生じた日から14日以内に、変更の内容と変更日を明記した書面をリミテッド・パートナーシップ登記所に提出しなければならない。</p> <p>財務諸表の提出を明示的に義務付ける法令は存在せず、年次監査は不要である。ただし、全ての無限責任組合員は、取引状況やLPの財政状態を十分に説明するそれらの会計記録及びその他の記録を、自らの責任において、関与した取引又は事業が終了した時から少なくとも5年間は保管しなくてはならない。</p>

No.	事業体	概要	設立手続	設立に要する時間	設立費用	継続義務
		<p>被った全ての債務及び法的責任について責任を負う。他方、有限責任組合員は、一定の例外を除き、合意した出資額を超えてLPの債務及び法的責任について責任を負うことはない。特に、有限責任組合員は、有限責任が認められる反面、LPの経営に参加することはできず、LPを代表する権限も持たない。</p>				
7.	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (Limited liability partnership:以下「LLP」という。)	<p>LLPは、2名以上の者が、法によって認められた事業を、営利目的で共同して行う場合に利用される。LLPは本質的には、有限責任のみを負う組合である。</p> <p>ただし、LLPは、組合やLPとは異なり、LLPは、組合員から独立した法人格を有する法人である。LLPの義務は、LLPのみが責任を負う。</p> <p>LLPの組合員は、LLPの他の組合員の不正行為又は義務懈怠に対して個人責任を負わない。ただし、自ら行った不正行為又は義務懈怠については、個人的に不法行為責任を負う。</p> <p>LLPの組合員の1人が、LLPの事業を行う中で又はLLPの権限に基づいて、不正行為若しくは義務懈怠を行ったことにより個人責任が生じた場合、LLPは当該組合員と同一の範囲で責任を負う。LLPの責任は、LLPが所有する財産を引き当てとする。</p> <p>LLPは、少なくとも2名の組合員により構成され、成人であり制限能力者でない自然人であってシンガポール国内に通常居住する者を少なくとも1名、責任者として置かなければならない。</p> <p>全てのLLPは、全ての</p>	<p>LLPは、LLP法 (Limited Liability Partnerships Act, Chapter 163A of Singapore)及びLLP規則 2005(Limited Liability Partnerships Regulations 2005)に規定された手続に従って、LLP登記所 (Registrar of Limited Liability Partnerships) に登記を行わなければならない。</p>	<p>LLPの登記は、登記を行う上で他の規制機関による承認を経る必要がある場合(この場合、登記は2週間から8週間遅れる可能性がある。)を除けば、所定の書類が提出された日に行われる。</p>	<p>商号の承認手数料は15シンガポールドルであり、登記手数料は150シンガポールドルである。</p>	<p>LLPは、取引状況や財政状態を十分に説明できる会計記録を保管しなければならない。</p> <p>LLPは、会計監査を行い、財務諸表を提出することは求められていないが、支払能力を有することを宣言する書面を毎年提出しなければならない。</p>

No.	事業体	概要	設立手続	設立に要する時間	設立費用	継続義務
		連絡及び通知の送付先となり得る登記された事業所をシンガポール国内に有していなければならない。				
8.	事業信託(Business trust:以下「BT」という。)	<p>事業信託は信託の仕組みによって設立された事業体である。事業信託は、コモン・ローと信託法(Trustees Act, Chapter 337 of Singapore)によって規律される。ただし、登記された事業信託については、信託法の適用がない。</p> <p>事業信託は、法人格を有さない点で会社と異なる。事業信託は、事業組織(受託を受けた事業経営者)が、事業体の資産の所有権を有し、受益者の利益のために事業を運営することとなる。受益証券によって設定される。事業信託の受益証券によれば、受託を受けた事業経営者は、その職務を果たすために、代理人を選任することができる。</p> <p>事業信託に対する投資家は、事業信託の受益権を購入することで、事業信託の事業に出資する。事業信託の受益権の所有者は、受益者権として、事業信託の財産に対する受益権を有することとなる。登記された事業信託の受益権所持者は、登記された事業信託に出資する責任を負わない。また、登記された事業信託について受託を受けた事業経営者が、その地位に基づいて負った負債、法的責任又は義務についても責任を負わない。登記された事業信託の受益権所持者の責任は、明示的に約束した登記された事業信託に対する出資金額に限定される。事業信託は、積極的に事業活動を行う点において、家族信託やユニット型投資信託などその他</p>	<p>事業信託法に基づく登記は、全ての事業信託に義務付けられているものではない。しかし、登記された事業信託の受益権のみしか、引受又は購入を公募することができない。シンガポール通貨監督庁(Monetary Authority of Singapore)が、事業信託の登記を管理する。事業信託の登記を申請するためには、シンガポール通貨監督庁に対して、所定の書式とともに関係する付属書類や情報を提出しなければならない。</p>	<p>事業信託の登記は、例えば外国法人の支店の登記のようにすぐに終了しない。シンガポール通貨監督庁は、登記を許可する前に、受益証券を徹底的に審査する。そのため、当事者は、事後に正式な登記申請を行うことを伝えて、シンガポール通貨監督庁から、受益証券及び監査委員会の委員の任命提案について、事前承認を得るようしばしば行動する。</p> <p>しかし、シンガポール通貨監督庁は、常に事前承認を与えるとは限らず、この点はシンガポール通貨監督庁の裁量に委ねられている。受益証券及び監査委員会の委員の任命提案について、事前承認が得られれば、登記は約2週間から3週間で完了する。上記の事前承認が得られなかった場合は、登記には、おおそ4週間から8週間程度の期間を要する。</p>	<p>事業信託の登記に必要な申請手数料は2000シンガポールドルである。</p>	<p>受託を受けた事業経営者は、他の事業を管理運営してはならず、事業信託法の要件及び受託証券の条件に従って事業信託を管理運営しなければならない。年度年次監査報告が必要であり、受託を受けた事業経営者は、事業信託の監査役に問題がないかを審査するために、役員の中から監査委員会の委員を任命しなければならない。</p>

No.	事業体	概要	設立手続	設立に要する時間	設立費用	継続義務
		の伝統的な信託とは異なっている。 事業信託法(Business Trusts Act: Chapter 31A of Singapore)は、登記された事業信託のコーポレートガバナンスを規律している。				

3. 会社

3.1 シンガポールにはどのような種類の会社が存在しますか。

会社は以下のように分類することができる。

- ・ 有限責任会社と無限責任会社。有限責任会社は、株式により有限責任となる会社(以下「**有限責任株式会社**」という。)と、保証により有限責任となる会社(以下「**有限責任保証会社**」という。)に分類できる。
- ・ 非公開会社と公開会社。非公開会社は、免除非公開会社(exempt private company)と非免除非公開会社(non-exempt private company)に分類できる。

有限責任会社と無限責任会社の違い

会社清算の際に、会社の構成員が負う会社財産に対する出資責任が、限定されている場合と限定されていない場合とがある。この点で、有限責任会社と無限責任会社は区別される。

有限責任会社の構成員の法的責任は、保有株式の対価として支払うことに合意した額又は会社財産に出資することに合意した額に限定される。一定の例外を除いて、有限責任会社の商号には、「Limited」若しくは「Berhad」又は省略して「Ltd.」若しくは「Bhd.」との単語が含まれている。

無限責任会社においては、構成員の法的責任は無限定である。

有限責任会社を無限責任会社に変更することや、無限責任会社を有限責任会社に変更することは可能である。

有限責任株式会社と有限責任保証会社の違い

有限責任株式会社と有限責任保証会社の違いは、会社が株主に対して、会社財産に対して出資するという有限責任を履行するよう要求することができるか否かに関係する。

有限責任株式会社の株主に対しては、会社解散時のみならず、会社の存続時にいつでも、義務履行の一環として、当該株主の保有株式の未払分を支払うよう要求することができる。有限責任株式会社の株主の法的責任は、保有株式の未払額に限定される。

有限責任保証会社の株主に対しては、会社解散時にのみ、会社財産に対する出資責任を履行するよう要求することができる。有限責任保証会社の株主の法的責任は、あらかじめ合意した会社資産に対する出資額に限定される。

よって、有限責任保証会社は、当初の運転資本を株主から調達することはない。これに対し有限責任株式会社は、株主に株式を発行し、株主から支払を受けることにより当初の運転資本を調達することができる。そのため、事業組織としては、有限責任保証会社よりも有限責任株式会社がより多く用いられている。

非公開会社と公開会社の違い

株式資本を有している会社のうち、以下の要件を満たす会社は、非公開会社となる。

- ・ 株式譲渡が制限されていること
- ・ 株主数が定款又は条項により 50 人以下に制限されていること(共同株式保有者は 1 人と数え、会社又はその子会社の現在の従業員、及び会社又はその子会社の元従業員であり、当該会社に雇用されている間に株主となった者を除く)

非公開会社の商号には、「Private」若しくは「Sendirian」又は省略して「Pte.」又は「Sdn.」との単語が含まれていなければならない。

公開会社は、非公開会社以外の会社として定義されている。公開会社は、原則として、株主数が 50 人以上となる可能性のある会社である。一般的には、公開会社は非公開会社よりも多くの規制に服する。

従前は、公開会社のみ、株式及び社債を公募して資金調達を行うことが認められていた。しかし非公開会社も、2004 年 4 月 1 日から、株式及び社債を公募できることとなった。そのため、非公開会社と公開会社の間では、基本的には違いは無くなった。会社の株式又は社債を公募する際には、証券先物法(Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore)の関連規定に従って、目論見書を発行しなければならない。

非公開会社を公開会社に変更することができる。また、公開会社を非公開会社に変更することもできる。

免除非公開会社

非公開会社は、さらに免除非公開会社と非免除非公開会社に分類することができる。

免除非公開会社は、非公開会社であって、以下の要件を満たす会社をいう。

- ・ 当該会社の株式の実質的持分が、直接又は間接に、他の会社により保有されていないこと
- ・ 株主が 20 名を超えないこと

財務大臣は、シンガポール政府が全額出資するいずれの非公開会社についても、これを免除非公開会社とする権限を有している。

小会社のコンプライアンス費用を低く抑えるため、免除非公開会社は、一定の規制要求事項を遵守することを免除されている。例えば、免除非公開会社は、当該会社の年間売上高が 500 万シンガポールドルを超えない場合、当該年度の監査義務を免れることができる。

3.2 会社の設立手続について教えてください。

2003 年 1 月 13 日から、会社事業登記所(Registry of Companies and Business)は、「Bizfile(オンライン登録)」の運用を完全に開始した。Bizfile とは、全ての会社、事業に関する法定書式及びそれらの添付書類を電子的に届け出ること認める電子届出システムである。

大まかにいえば、会社設立には、主要な段階が 2 つ存在する。

- ・ 商号の承認と確保の申請
- ・ Bizfile を通じた設立書類の提出/届出

商号の承認

2002 年 1 月 15 日に、会社登記所(Registrar of Companies)は、Bizfile の Phase1A の運用を開始した。そこでは、現地会社の新商号を申請する際には、Bizfile を通じて電子的に提出する必要がある。

会社法(Companies Act, Chapter 50 of Singapore)27 条 1 項、2 項は、以下の商号を承認することを禁じている。

- ・ 望ましくない商号
- ・ 既存の会社、有限責任組合、法人又は事業の商号と同一の商号
- ・ 財務大臣が企業登記所に登記を承認しないよう指示したような商号

いったん商号の申請が承認された場合、当該商号は 60 日間確保される。会社は、商号の承認後に、会社設立申請書を提出することができる。

設立書類の提出/届出

会社を設立するには、以下の手続を行わなければならない。

- ・ 企業登記所に設立会社の定款及び他の所定の書類を提出する
- ・ 企業登記所に所定の情報を提供する
- ・ 企業登記所に所定の手数料を支払う(会社法 19 条 1 項)

さらに、会社の設立に関与した一定の者(例えば弁護士)又は会社の取締役/理事として指名された者は、会社法 19 条 2 項に基づき、以下の点に関する誓約書を作成し、提出しなければならない。

- ・ 会社設立に関する会社法上の要件が全て満たされていること
- ・ 定款の署名者と設立会社の役員が存在が証明されていること

設立の際に、所定の書式に沿った設立通知書(notice of incorporation)が発行される。会社が申請すれば、企業登記所が署名捺印した設立確認証明書(certificate of confirmation of incorporation)が発行される(会社法 19 条 7 項)。設立通知書又は設立確認証明書は、会社が正式に設立されたことを示す決定的な証拠となる。

会社を設立する際、Bizfile を通じた設立申請書の届出について、補助を受けるために専門会社又はサービス機関を雇うことができる。取締役自身も、会社を設立することができる。これは、会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority)により「自己設立」(self-incorporation)と呼ばれている。自己設立の詳細については、以下のリンクから入手することができる。

http://www.acra.gov.sg/Company/Starting_a_Company/Incorporating+a+Local+Company.htm.

手数料

株式資本を有している会社の設立手数料は、発行済み株式資本の規模や金額にかかわらず 300 シンガポールドルである。

商号の承認・確保については、Bizfile により商号を確保する毎に 15 シンガポールドルの手数料(現地会社と外国会社の双方に適用される)を支払う必要がある。

3.3 少数株主が自らの利益を保護する方法について教えてください。

法は、少数株主が行使することができるいくつかの権利を認めている。これらの権利は、多数株主の支配から、少数株主を保護し救済することを目的とする。

少数株主に与えられる最も重要な保護は、多数株主による「少数株主に対する不正行為」(fraud on the minority)を禁止するコモン・ロー上の原則である。コモン・ローは、多数株主から圧力を受けた少数株主を救済するものである。このコモン・ロー上の原則は、会社法 216 条により定められ、その適用範囲が拡大されている。株主は、以下の要件を満たす場合、会社法 216 条に基づき裁判所に救済を申立てることができる。

- ・ 会社業務が、会社の一部株主の利益を抑圧し、無視する形で遂行されている場合

- ・ 取締役が、会社の一部株主の利益を抑圧し、無視する形で権限を行使している場合
- ・ 会社の一部株主を不当に排除し、不利益を与える会社の行為が行われた場合又は行われる恐れがある場合
- ・ 会社の一部株主を不当に排除し、不利益を与える株主(又は種類株主)の決議案が採択された場合又は提案された場合

3.4 コーポレート・ガバナンスに関する規範は存在しますか。

コーポレート・ガバナンス規範 2005(Code of Corporate Governance 2005)は、シンガポール証券取引所に上場している会社による遵守が奨励されている、良きコーポレート・ガバナンスの実務原則を定めている。

シンガポール証券取引所の上場マニュアルは、全ての上場会社に対して、各社のコーポレート・ガバナンスの実施状況を開示し、年次報告書にてコーポレート・ガバナンス規範 2005 からの逸脱について説明を行うことを求めている。上場会社のコーポレート・ガバナンスの監視は、シンガポール通貨金融庁(Monetary Authority of Singapore)及びシンガポール取引所(Singapore Exchange Ltd.)によって行われる。

3.5 外資系シンガポール企業がシンガポール市場から資本/負債を調達する上で、規制は存在しますか。

一般的には、外資系シンガポール企業がシンガポール市場から資本/負債を調達する上での規制は存在しない。ただし、外資系シンガポール企業は、証券先物法により義務付けられている目論見書の発行を確実に行わなければならない。

3.6 シンガポール企業は外国人を取締役に選任することはできますか。

シンガポール企業は外国居住者を取締役に選任することができる。ただし会社法は、全ての会社に対して、取締役のうち最低一人はシンガポールに通常居住する者であることを求めている。

3.7 利益分配に関する規範は存在しますか。

配当は、会社の利益からのみ行うことができる。利益は、配当が公表された時にのみ存在すれば足りる。配当が公表された時に利益が存在していれば、配当が実際に行われる時に配当可能利益が存在している必要はない。典型的には、会社は定款の中で配当の実施について規定している。取締役は特定の配当率を提言することができ、会社は株主総会において、取締役の最大提案額に従って配当を行うことを公表する。

3.8 会社が発行することができる株式の種類を教えてください。

会社の株式資本は、様々な種類に分類することができる。一例としては、普通株式、優先株式(償還型又は非償還型)が存在する。特定の種類株に付与される優先権は、会社の定款に記載しなければならない。

3.9 取締役会を開催する頻度と方法に関する要件は存在しますか。

会社法は取締役会について規定していない。会社は、定足数や通知の要件といった取締役会に関する事項を、定款に記載することができる。

3.10 取締役が負うべき責務、法的責任について教えてください。

コモン・ロー、会社法及びいくつかの法律は、会社の取締役となる誰もが負う義務に関して、比較的厳しいルールを定めている。また、上場会社の取締役は、シンガポール証券取引所の上場マニュアルが課す義務も遵守しなければならない。

会社法 157 条 1 項は、取締役は職務上の義務を履行する上で、常に誠実に行動し、相当な注意を払わなければならないと規定している。会社法 157 条 1 項は、取締役の義務について包括的に規定するものではない。なぜならば、会社法 157 条 4 項に、会社法 157 条 1 項はその他の成文法、コモン・ロー又はエクイティ法により課される義務を加重するものであると特に規定されているからである。コモン・ローでは、取締役は会社の受託者と見なされており、取締役はコモン・ローによって課される全ての受託者義務を遵守しなければならないとされている。

制定法、コモン・ロー及びエクイティ法により定められる取締役の義務は、大きくは以下のように分類することができる。

- ・ 誠実義務 (duties of good faith)
- ・ 善管注意義務 (duties of care and skill)

これらの義務に違反すれば、刑事上又は民事上の責任を問われ得る。

誠実義務

取締役の誠実義務は、取締役と会社間の信認関係に由来し、その主な特徴は、会社の利益を最大化するよう誠実に行動することである。これらの誠実義務を、以下では、簡潔に、概括的に検討する。

- ・ **誠実に、会社の利益のために:** 取締役は、会社の最善の利益と考えるところに従って誠実に行動しなければならない。その他の目的のために行動してはならない。これは主観的なテストである。すなわち、取締役の動機が誠実であり、行動方針は会社の利益に適っている又は正しいと納得していたこ

とが証明されれば、当該取締役は違った方法で行動すべきであった又は結果的により適切な判断が可能であったとする追求から、通常逃れることができる。

- ・ **正当な目的のための権限行使**: 取締役に権限が与えられている場合、取締役は、当該権限が授与された目的に従って権限を行使しなければならない。不正な目的で権限を行使した場合、権限逸脱となる。
- ・ **委任と裁量**: 会社の定款では、通常、取締役の権限の委員会への委任について規定している。しかし、取締役会は、全責務を他者に委任し、会社に対する適切な監督及び管理統制を行うことを免れることはできない。また、取締役は、他の取締役や第三者と、将来の取締役会における投票行動を統制又は制限する契約を締結することにより自らの裁量権を拘束することはできない。
- ・ **利益相反**: 取締役は、受託者として、会社のためにすべき事項と自分のために行い得る事項とが対立する状況に身を置いてはならない。利益相反がしばしば生じるのは、会社と取締役が取引を行う場合である。
- ・ **内部情報の利用**: 会社法 157 条 2 項によれば、会社の役員は、直接若しくは間接的に、自己若しくは第三者のために利益を得る目的で、又は会社に損失をもたらす目的で、自己の地位に基づき取得したいかなる情報も不正に使用してはならない。当該情報を不正に使用した場合、当該取締役は、違法行為により有罪となり、取得した利益及び会社が被った損失について会社に対して責任を負う。会社に関する内部情報を所持しているにもかかわらず、当該会社の証券を売買した取締役は、証券先物法の下ではインサイダー取引の犯罪を犯したことになる。内部情報とは、一般に知られていない情報であり、一般に知られれば、会社の証券の価格又は価値に重大な影響を及ぼすと予期することが合理的な情報を言う。
- ・ **取締役の株式保有**: 取締役及びその家族が、当該会社又は関連会社の証券(株式及び社債に対する権利、オプション、利子を含む)を保有し、取引を行う場合には、直ちにこれを会社に開示しなければならない(2 営業日以内に開示しなければならない)。かかる開示情報は、会社が管理する取締役の株式保有記録に記録される。

善管注意義務

取締役は、職務上の義務を履行する上で、常に誠実に行動し、相当な注意を払わなければならない(会社法 157 条 1 項)。裁判所は、取締役の善管注意義務を判断するに際してこの一般命題を拡大したことから、現在では、以下の 3 つの命題に要約することができる。

- ・ 取締役に期待される注意の標準的な程度は客観的なものである。すなわち、合理的な取締役が同様の状況に置かれた際に払うのと同程度の注意を払っていたかどうかである。この基準は固定され

たものではなく、会社における当該取締役の役割、決定の種類、会社の規模、事業内容といった様々な要素により違ってくる。この基準は、取締役個人の知識又は経験が不十分であることにより、軽減されることはない。他方で、取締役が特別の知識若しくは経験を有すると想定される場合又は実際に有していた場合、その基準は高くなる。

- ・ 取締役は、会社の業務に対して、継続的に注意を払わなければならないわけではない。取締役の義務は、定期取締役会及びたまたま出席する委員会の会議において履行されるべき、断続的な性質を持つものである。
- ・ 事業の緊急性及び会社の定款上の記載を考慮して、取締役はその責務の一部を他の役員に委任することができる。取締役は、疑うべき事情がない限り、その役員が当該義務を誠実に履行すると信じたことが正当であったとされる。

従業員及び専門家が、各自の専門分野に関する事項について準備し又は提供した情報及び助言を信頼したことが合理的である限り、取締役は、会社法 157C 条により保護される。

4. 清算

4.1 シンガポールで会社清算を行う際の手続の概要を教えてください。シンガポール特有の要件は存在しますか。

シンガポールの倒産法は、大きくは個人倒産(又は個人破産)及び会社倒産に分けることができる。これらの領域を規定している主たる法律は、それぞれ、破産法(Bankruptcy Act, Chapter 20 of Singapore)及び会社法(Companies Act, Chapter 50 of Singapore)である。

この章において、「会社」とは会社法に基づきシンガポール国内で設立された会社をいい、「裁判所」とはシンガポール共和国の高等法廷をいう。

会社清算とは何か？

会社清算とは、会社の資産を集めて現金化し、回収した資金を会社の負債の支払に充て、さらに余剰があればそれを株主に分配する手続をいう。会社清算の結果、会社が解散されるのが通常である(会社清算を中断することも可能であるが)。一般的には、典型的な会社清算のシナリオでは、清算会社は以下の手続を経ることとなる。

- ・ 会社事業の中断
- ・ 会社資産の現金化
- ・ 現金化された資産による会社債権者への支払
- ・ 余剰資金による会社株主への支払

- ・ 会社の解散・消滅

会社清算手続間の主な相違点

会社清算には、主として2つの類型が存在する。

- ・ 任意清算(voluntary liquidation)
- ・ 強制清算(compulsory liquidation)

任意清算と強制清算との主たる相違点は、原則として、清算手続の開始方法及び会社法が定める手続開始日にある。

任意清算

任意清算においては、一般的には、株主総会で会社清算決議を採択することにより会社自らが清算手続を開始する。

任意清算は、

- ・ 会社が任意的に会社清算を行うことを決定した日に開始される。
- ・ ただし、会社がその債務のために事業を継続することができない場合は、取締役が任意清算を行う旨を宣言することにより、清算手続が開始される。同時に取締役は、その宣言から1か月以内に株主総会及び債権者集会を招集することを宣言し、当局に当該宣言を提出後、速やかに仮清算人を選任する。仮清算人が選任される場合には、任意清算は、取締役が当該宣言を当局に提出した日に開始される。

任意清算は、以下の2つの類型に分類できる。

- ・ 債権者による任意清算(Creditors' voluntary liquidation)
- ・ 株主による任意清算(Members' voluntary liquidation)

債権者による任意清算と株主による任意清算との重要な相違点は、当該会社に支払能力があるか否かである。株主による任意清算においては、当該会社の取締役又は取締役の過半数が、会社が会社清算を開始した後12か月を超えない期間内にその債務を全て返済することができる見込みであることを宣言しなければならない。

強制清算

強制清算では、会社又は提訴権を有するその他の関係者(会社債権者など)が、会社清算を求めて裁判所に申立てを行うことにより清算手続が開始される。強制清算は、裁判所に申立てがなされた時点で開始する。

会社が支払不能である場合には、債権者による任意清算又は強制清算の2つの類型の会社清算手続を

取ることができる。

債権者による任意清算

債権者集会

債権者による任意清算においては、会社は、会社清算の提案が行われる株主総会と同日又はその直後に、債権者集会を開催しなければならない。

会社は、債権者の過半数(債権額を基準)にとって都合のよい時間及び場所において債権者集会を開催しなくてはならない。会社は、債権者に対して、債権者集会の少なくとも到達日を除いた 7 日前までに、招集通知を郵送する必要がある。また、会社は、全ての債権者の名前とその請求額を記載した書面を作成し、債権者集会の招集通知に添付しなければならない。さらに、会社は、シンガポール国内で流通している新聞に、債権者集会が開催される少なくとも 7 日前までに、債権者集会の通知を公告しなければならない。

会社の取締役は、次に掲げる会社に関する事項を債権者集会で説明するために、声明文を準備しておかなければならない。

- ・ 会社の資産
- ・ 資産の評価方法
- ・ 会社債権者のリストと、会社に対する請求額の概算

取締役は、そのうちの 1 人を任命して債権者集会に出席させなければならない。任命された取締役と会社秘書役(secretary)は、債権者集会に出席し、会社に関する事項及び会社清算に至った状況についての情報を開示しなければならない。

債権者集会の議長は、債権者の中から選任することもできるし、債権者集会に出席するよう任命された取締役を議長として選任することもできる。これは、債権者が決定すべき事項である。

債権者集会が債権者の過半数(債権額を基準)にとって都合のよい時間及び場所において招集されたか否かに関する議長の判断は、終局的な判断である。債権者集会が債権者の過半数(債権額を基準)にとって都合のよい時間及び場所において招集されなかった場合には、債権者集会は無効となり、会社は、できる限り速やかに債権者集会を再招集しなければならない。

株主総会が延期され、会社清算が延期された株主総会において決議された場合、債権者集会で採択された決議は、会社清算が株主総会で決議された後速やかに決議されたものとして効力を有する。

清算人の指名

会社は、会社清算が決議された株主総会において、清算人の指名決議も取得しなければならない。この段階では、清算人が指名されたとしても、債権者集会において債権者が他の候補者を清算人として指名する可能性がある。債権者集会における清算人の指名は、株主総会における指名に優先する。債権者集会が他の候補者を清算人に指名しなかった場合、株主総会の指名が有効となる。債権者集会の指名が優先する場合であっても、取締役、株主又は債権者は、株主総会で指名された者を清算人とする、又は債権者集会で指名された者に加えて株主総会で指名された者も清算人とするの命令を求めて、裁判所に申立てを行うことができる。ただし、どのような理由であっても、清算人が活動していない場合、裁判所は清算人を指名しなければならない。

検査委員会の指名

最初の債権者集会(又はそれに続く債権者集会)において、債権者は 5 人以下のメンバーからなる検査委員会(Committee of Inspection)の設置を合意することができる。検査委員会のメンバーは、債権者集会が株主は検査委員会のメンバーになれないとの決議を行わない限り、債権者及び/又は株主によって構成される。

強制清算

申立てと会社清算命令

裁判所による会社清算を求める申立ては多くの者が行うことができる。そのうち、会社が倒産した際に最も重要となるのは、会社、債権者、清算人及び更生管財人の 4 者である。

会社法は、裁判所が当該会社に清算を命じることのできる 13 の事由を規定している。会社倒産の目的であれば、ほとんどの場合、会社の支払不能に関連する事由に該当することとなる。

清算人の指名

裁判所による会社清算においては、裁判所が清算人を指名する(裁判所は債権者の判断を考慮するが、当該判断は裁判所を拘束するものではない)。清算人の指名がない場合、破産管財人(Official Receiver)が清算人として活動する。

検査委員会の指名

清算人は、検査委員会を設置すべきか否か、設置する場合、誰をメンバーとすべきかを定めるため、債権者集会と株主総会をそれぞれ別個に招集することができる。清算人がこれらの集会を招集しない場合、債権者又は株主は、これらの集会を招集するよう求めることができる。その場合、清算人は、当該集会を招集しな

なければならない。それぞれの集会において異なる決議が行われた場合、裁判所は裁判所が適切と考える命令についての最終的判断を行わなければならない。

会社清算手続開始の効果

任意清算、強制清算にかかわらず、会社清算手続の開始によりいくつかの法的効果が生じることから、会社清算手続開始日は重要である。会社法が特に定めるところによれば、

- ・ 清算人は、会社清算手続開始に先立つ一定期間内に、清算会社が行った一定の取引(過小価格による取引、偏頗行為を含む。)を無効にすることができる。
- ・ 会社が債務を弁済できる合理的な見込みがないにもかかわらず債務を負担する契約を締結した役員個人に、民事及び刑事責任が課せられる。
- ・ 会社が詐欺取引の実行に故意に荷担した個人には、民事及び刑事責任が課せられる。
- ・ 清算手続中の会社の役員に関する様々な違反行為を定める。

請求の調査及び順位付け

債務のほとんどは、支払不能の会社の清算手続において証明が可能である(支払能力のある会社の清算手続においては、違うルールが適用される。)。以下に掲げる債務は、順位において無担保債務に優先する。

- ・ 清算手続の費用
- ・ 5 か月分の給料相当額又は 7500 シンガポールドルのうち低い方の金額を上限とする賃金債務
- ・ 5 か月分の給料相当額又は 7500 シンガポールドルのうち低い方の金額を上限とする、会社都合の解雇手当又は解雇慰労金
- ・ 労働災害補償法(Work Injury Compensation Act, Chapter 354 of Singapore)に基づく労働災害に対する補償
- ・ 中央積立基金法(Central Provident Fund Act, Chapter 36 of Singapore)に基づいて負う負担金(この制度は、包括的な社会保障のための貯蓄プランである。シンガポール人労働者及びその使用者は、毎月基金に対して負担金を積み立てて、その積立金は利子が発生する口座で管理される。これら積立金は、教育、投資、住宅の購入、医療費の支払、退職金及び認可された老齢年金制度のために使うことができる。)
- ・ 休暇中の従業員に支払われるべき給与
- ・ 会社清算手続開始前に査定された税金及び会社清算手続開始前に生じた物品サービス税又は債務を証明するために決められた期間が満了する前に査定された税金
- ・ 労働協約又は裁定に基づいて、定年退職又は雇用契約の終了時に、従業員に支払われるべき慰労金その他の金銭

その他の債務及び同種類の債務は全て平等に位置付けられる。担保権者は、通常は倒産手続に組み込まれず、通常の方法によってその担保権を行使することができる。つまり、担保権者は、担保を設定する契約文書において定められる契約上の権利に基づき、これを行使することにより、担保物件を処分することができる。例えば、よく練られた抵当権設定契約書では、通常、債務者が債務不履行に陥った場合、抵当権者が担

保物件を売却できるようになっている。

4.2 シンガポールの破産手続の概要について教えてください。届出に関して、シンガポール特有の要件はありますか。

シンガポールにおける破産手続は、破産法(Bankruptcy Act, Chapter 20 of Singapore)及びそれに附随して定められた法令によって規律されている。破産申立ては、債権者又は債務者自ら行うことができる。

債権者の申立て

債権者は、債権者に対して 10,000 シンガポールドル以上の債務を負い、支払不能に陥っている債務者に対する破産手続を、高等法廷に訴訟開始召還(originating summons)を行うことによって開始することができる。破産申立ては、所定の様式に従い、債権者の宣誓書を添付して行わなければならない。

支払不能の推定

債権者が債務者に対して法定上の請求を行ったにもかかわらず、債務者が当該請求を受けてから 21 日以内に支払をせず、かつ裁判所に対し請求の排除を求める申立てを行わない場合、債務者は、その支払義務を負う債務について支払能力がないものと推定される。

債務返済スキーム

2009 年 5 月 18 日の破産法の改正により、債務返済スキーム(Debt Repayment Scheme、以下「DRS」という。)が導入され、債務者は DRS に従って債務を返済することにより、破産を回避することができるようになった。債務返済スキームは、破産手続に直面している債務者のうち、未確定債務を除いた債務の総額が 100,000 シンガポールドル未満(ただし、偶発債務を除く。)の債務者であれば、利用することができる。

裁判所は、破産手続の申立てに基づき破産命令を出す代わりに、破産申立てを 6 か月又は裁判所が指定する一定期間中断し、当該債務者が以下の資格要件を満たして DRS に適しているか否かを判断するために、公的管財人(Official Assignee)に対し照会することができる。

- ・ ある債務又は債務の総額が 100,000 シンガポールドル又は別途定められた金額を超えないこと
- ・ 当該債務者が免責破産者でなく、破産申立日の直前 5 年間に破産者となったことがないこと
- ・ 当該債務者の任意的和議手続(a voluntary arrangement)が成立しておらず、破産申立日の直前 5 年間に任意的和議手続が成立したことがないこと
- ・ 当該債務者は DRS の適用を受けておらず、破産申立日の直前 5 年間に DRS の適用を受けたことがないこと
- ・ 当該債務者が個人事業主、組合員、又は LLP における組合員でないこと

DRS が破産申立ての中断期間中に開始されると、破産申立ては DRS の効力発生日において取り下げられたものとみなされる。公的管財人は DRS を運営し、所定の手数料を徴収することができる。

DRS の効力発生日から DRS が終了する日までの間、債権者は、裁判所の許可がない限り、債務者に対して未払債務の返済を求める一切の訴訟を開始し又は続行することができない。さらに、債権者は、強制執行又は担保権の設定が DRS の効力発生日前に完了するものでない限り、DRS の適用を受けている債務者の動産、不動産に対し強制執行を行うことができず、当該債務者の財産に担保権を設定することもできなくなる。ただし、担保権者は、この返済猶予期間中であっても、その担保権を実行することができる。

債務者が DRS に不適合であると判断された場合には、裁判所は破産申立てについての審理を続行し、債務者に対し破産命令を命ずることができる。

破産手続の開始

破産命令により破産を宣告された個人の破産手続は、破産命令が命じられた日に開始する。

破産命令は、破産に関する訴訟開始召還状の発布日からおよそ 4 週間から 6 週間で出される。

破産命令の効果

破産命令が命じられることにより、破産者の財産は、さらなる権利譲渡によることなく、公的管財人に帰属し、債権者の間での分配が可能となる。一般的に、破産者に対し破産手続の中で証明可能な債権を有している債権者は、破産者個人又はその財産から債権の回収を図ることはできず、裁判所の許可がない限り、破産者に対して、一切の訴訟又は法的措置を開始し又は続行することができない。

個人が破産者になると、公的管財人の許可がない限り海外旅行や訴訟提起が禁止されるなど、様々な資格剥奪や権利制限を受けることになる。破産者は、高等法廷又は公的管財人の承認なしに事業を行うことや会社の取締役就任することも禁止される。また、破産者は、受託者や遺産管理人に選任される資格が剥奪されることとなる。

5. 外国投資に関する規制

5.1 シンガポールにおいて外国投資を規制している法律を教えてください。

シンガポールには外国投資を規制する単独の法律は存在しない。

そのかわり、一定の規制産業について、外資(外国人・外国企業)による会社の株式所有を制限する業法が存在する。当該産業に関与している会社の株式所有を制限し又は規制当局による事前許可の取得を義務付

ける業法も存在する。

規制産業とは、一般的に銀行、金融、保険、マスメディアなど、国益にとって重要とされる産業である。適用される法律の例として、銀行法(Banking Act: Chapter 19 of Singapore)、金融会社法(Finance Companies Act: Chapter 108 of Singapore)、保険法(Insurance Act: Chapter 142 of Singapore)、放送法(Broadcasting Act: Chapter 28 of Singapore)、新聞・出版法(Newspaper and Printing Presses Act: Chapter 206 of Singapore)、電気通信法(Telecommunications Act: Chapter 323 of Singapore)、郵便事業法(Postal Services Act: Chapter 273A of Singapore)、電気法(Electricity Act: Chapter 89A of Singapore)、ガス法(Gas Act: Chapter 116A of Singapore)が挙げられる。

5.2 シンガポールで取りうる外国投資の方法を教えてください。

シンガポールにおいて外国投資を行う際に用いなければならない方法を定める特別の法律は存在しない。個々の投資は、各々の事情に沿って検討されるべきである。考慮要素には、行おうとしている投資の種類、業法その他の適用される法律、投資家の目的、賦課される税金などがある。

5.3 現在の外国直接投資に関する政策を教えてください。

シンガポールは、あらゆる形態の企業・投資を歓迎している。

シンガポール政府は、世界経済の状況に関係なく、常に企業寄りの政策を採用してきた。

そのような企業寄りの政策が、シンガポールにおいて会社が事業を行うことを容易にしている。

5.4 規制当局の認可が必要となるのはどのような状況か教えてください。

質問 5.1 で回答したように、一定の規制産業については、外資による会社の株式所有を規制し、また当該産業に関与している会社の株式所有を制限し又は規制当局による事前許可の取得を義務付ける業法が存在する。この点については、現地の弁護士から個別的にアドバイスを求めるべきである。

5.5 外国企業は、シンガポールに完全子会社を設立することができるか教えてください。

一般的なルールとして、会社が外国企業の完全子会社となることは禁止されていない。しかし、質問 5.1 で回答したように、一定の規制産業においては、外資による会社の株式所有を規制し、また当該産業に関与している会社の株式所有を制限し又は規制当局による事前許可の取得を義務付ける業法が存在する。

5.6 規制当局の認可を取得するにはどれくらいの時間を要しますか。

事案により異なる。

5.7 外資による土地所有に規制は存在しますか。

非居住用不動産

外国人は以下のような非居住用不動産を自由に取得、保有、処分することができる。

- ・ オフィスや小売店のショッピングモールなどの商業用不動産
- ・ ホテル法(Hotels Act, Chapter 127 of Singapore)に基づいて登録されているホテル
- ・ 工業用不動産

居住用不動産

一般的なルール

一定の「居住用不動産」(居住用不動産法(Residential Property Act: Chapter 274 of Singapore)にて定義)については、外国人又は同法上シンガポール企業ではない企業による所有が、シンガポールでは規制されている。

居住用不動産法は、居住用不動産の売却及び譲渡を、シンガポール市民及び「認可された買主」(居住用不動産法にて定義)に限定している。居住用不動産を購入する前に、外資系住宅開発業者は、建築作業完了までの時間や納付すべき保証金などの条件について規定する適格証明を、居住用不動産法に基づいて申請しなければならない。

居住用不動産法に反する取引は無効とされる。

例外

外国人は、集合住宅がコンドミニアムであるか否かにかかわらず、マンションなどの非制限不動産(non-restricted property)の一定分類の不動産を購入することができる。ただし、集合住宅の全階を購入する場合には事前許可を取得する必要がある。

外国人は居住用不動産に賃借人として居住することができるが、賃借期間は更新期間を含めて7年を超えてはならない。

6. 労働法

6.1 労働者の権利義務を規律する主な規制について教えてください。

シンガポールの労働法は、制定法と判例法の両方によって規律されている。雇用契約の諸条件を規律する

主たる制定法は、労働法(Employment Act, Chapter 91 of Singapore)である。労働法は、船員、家事労働者、一定の地位の公務員、管理職又は幹部の地位にある労働者(以下「**適用除外労働者**」という。)を除いて、パートタイム労働者を含む全ての労働者に適用される(以下「**適用対象労働者**」という。)。これに加えて、労働法の第 4 章は、月額基本給 4500 シンガポールドル以下の熟練工、及び月額基本給 2000 シンガポールドル以下のその他の労働法上の労働者に適用される(以下「**第 4 章労働者**」という。)

6.2 労働者の労働時間の上限は法定されていますか。

適用除外労働者

適用除外労働者の労働時間の上限を規制する法律上の要件は存在しない。

適用対象労働者

適用対象労働者に関して、労働法は、第 4 章労働者の休日、1 日及び 1 週間当たりの労働時間の上限に係る権利のみ定めている。一般的には、第 4 章労働者は、1 週間に 1 日の休日を取得する権利が認められている。これに加え、使用者は、雇用契約上、第 4 章労働者を休憩なしに 6 時間を超えて連続して働かせることはできず、1 日 8 時間又は週 44 時間を超えて働かせることもできない。第 4 章労働者の労働日数が週 5 日の場合には、1 日 8 時間の上限を延長することができるが、その場合であっても、1 日 9 時間又は週 44 時間の上限は守られなければならない。規定された 8 時間又は 9 時間の上限を超えた労働時間は、時間外労働とされる。事故や、地域社会の生活にとって必須の仕事であるような例外的な場合を除いて、第 4 章労働者を、いかなる状況下でも 1 日 12 時間を超えて働かせることはできない。

6.3 雇用契約はどのように終了させることができますか。

適用除外労働者

シンガポールでは、適用除外労働者は、使用者による解雇から法律上保護されていない。

適用対象労働者

労働法の下では、適用対象労働者に関する雇用契約を終了させる場合には、使用者又は労働者のいずれによるかを問わず、書面での旨を通知しなければならない。通知期間は使用者と労働者が合意により定めることができるが、いずれの側から出される通知であってもその期間は同じでなければならない。労働法は、適用対象労働者について、雇用契約で通知期間が定められていない場合の最低通知期間を定めている。最低通知期間は、適用対象労働者の雇用契約の期間によって決まり、雇用期間 26 週間未満の労働者の場合の 1 日以上から、雇用期間 5 年以上の労働者の場合の 4 週間以上までの範囲で、最低通知期間が定められている。

労働法によれば、労働者が自ら提供する労務サービスに関して、明示的又は黙示的に述べた条件を満たしていないという不正行為を理由に、通知を行うことなく適用対象労働者を解雇することもできる。適用対象労働者は、使用者により正当な根拠又は理由なく解雇されたと考える場合には、解雇から 1 か月以内に、労働大臣(Minister for Manpower)に対し、前職への復帰を求めて書面により異議を申し立てることができる。労働大臣は、労働者の申立てに理由があると判断した場合には、使用者に対し、(a)労働者を前職に復帰させ、解雇期間中の賃金を労働者に支払うこと、又は(b)労働大臣の決定するところにより、賃金の代わりにそれに相当する補償金を支払うことのいずれかを命じることができる。労働大臣の決定は終局的かつ確定的な判断であり、裁判所で争うことはできない。

これに加えて、産休期間中の女性労働者は、違法解雇から保護されている。労働法の下では、産休期間中の女性労働者に解雇を通知することは違法だとされている。使用者が、女性労働者に対して十分な理由なく解雇を通知し、かつその解雇通知が出産日に先立つ 6 か月以内になされたものである場合、使用者は、労働者に対して、解雇されていなければ受け取ることできた出産手当を支払わなければならない。

6.4 休暇の付与や公休日について法律の定めはありますか。

適用除外労働者

適用除外労働者には、法定の公休日や年次有給休暇についての権利は、法律上与えられていない。このような権利は、労働者と使用者との間の契約により定められるものである。

適用対象労働者

全ての適用対象労働者には、全ての公休日に関する権利が法律上与えられている。

労働法は、第 4 章労働者に対しては、年次有給休暇を取得する権利を認めている。年次有給休暇は、勤続 1 年目の労働者に対する 7 日間の有給休暇から始まり、その後、最大 14 日間まで、12 か月連続して勤続するごとに 1 日の有給休暇が追加される。連続して勤続する期間が 12 か月に満たない労働者には、勤続月数に比例して年次有給休暇を取得する権利が与えられる。

第 4 章労働者は、12 か月連続して勤務した日の末日から 12 か月以内に年次有給休暇を取得しなければならない。その期間内に取得されなかった休暇については、権利を喪失する。第 4 章労働者には、雇用契約が終了する時を除いて、休暇に代わって給料の支払を受ける権利は法律上認められていない。

その他の適用対象労働者には、年次有給休暇のような権利は法律上与えられておらず、年次有給休暇は使用者と労働者との間の契約により定められるものである。

6.5 雇用契約において、競業禁止条項のような制限条項を定めることはできますか。

雇用契約に制限条項を設けることも許されており、最も一般的なものとしては、競業禁止条項、勧誘禁止条項、機密保持条項などがある。このような条項に執行可能性が認められるかどうかは、その条項が契約当事者間で合理性が認められるか、また公共の利益の観点から合理性が認められるかにかかっている。このような条項を課すためには、使用者は、安定した労働力の保持や機密情報・企業秘密の保護など、保護されるべき正当な利益を有していなければならない。これに加えて、当該利益保護のために合理的に必要とされる範囲を超えて制限を課してはならない。その判断に当たっては、制限の期間、禁止される行為の範囲及び条項の地理的範囲が重要な考慮要素となる。

6.6 雇用契約で、労働者を短期間だけ雇い入れることは可能ですか。

最低雇用期間は法定されていない。したがって、そのような規定を設けるか否かは契約の問題であり、当事者間で合意がなされれば雇用契約に定めることも許される。

6.7 女性労働者は、産休を取得することが認められていますか。

労働法及び児童育成共同救済法(Children Development Co-Savings Act, Chapter 38A of Singapore)は、労働者の母性保護と母性給付について定めている。この制度の下では、労働者の職種等によってそれぞれ異なる産休期間が定められおり、最も長いもので16週間となっている。

6.8 男性労働者は、育児休暇を取得することが認められていますか。

シンガポール法の下では、育児休暇について規定されていない。

6.9 シンガポールの会社とその従業員や役員に対して株式を発行するには、どのような要件を満たす必要がありますか。

従業員のストックオプション制度はシンガポールでは一般的であり、グループ会社の従業員にもストックオプションが付与されることがある。従業員へのストックオプションの付与が証券先物法(Securities and Futures Act, Chapter 289 of Singapore)における目論見書発行義務の例外とされるためには、管理サービス、専門サービスに係るものを除き、ストックオプションの付与に関連して代金又は販促費の支払・負担が行われてはならない。

6.10 シンガポールの会社の従業員は、外国会社の従業員ストックオプションの付与を受けられますか。

できる。従業員にシンガポール国外のグループ会社の従業員ストックオプションを付与することは認められている。

6.11 従業員ストックオプションは、税制上の優遇措置を受けられますか。

ストックオプションの行使若しくは売却により従業員が得た利益、又は株式の割当により従業員が得た利益は、給与所得として課税対象となる。一般的には、ストックオプションが行使、割当若しくは譲渡された時、又は株式の売出しにかけられた制限が期限切れになった時に利益が生じる(利益は、その時点の株式の市場価格から取得価格を差し引いて算定される)。

ストックオプション制度、設立当初の会社、中小企業における株式取得計画、又は会社従業員に広く利用可能な株式取得計画の下で発生した利益については、多数の免税措置が定められている。免除される税額や免除の条件は、免税制度によってそれぞれ異なる。

一般的には、従業員に対する税制上の措置は、ストックオプション又は株式取得計画がシンガポール国内の会社又はシンガポール国外のグループ会社のどちらによって運営されているかにかかわらず同じである。

7. 知的財産

7.1 シンガポールではどのような種類の知的財産権が保護されていますか。

シンガポールでは以下の知的財産権が保護されている。

特許

特許により保護されるためには、発明に新規性、進歩性、産業上の利用可能性がなければならない。付与された特許は、特許付与証明書発行日に効力が生じ、特許出願日から 20 年間又はその他存続期間の満了の日まで効力を有する。

商標

商標は、図形で表すことができる標識であり、これによりある者が取引の過程で取り扱う又は供給する商品又はサービスと、他の者が取り扱う又は供給する商品又はサービスを識別することができる。登録された商標は登録日から 10 年間有効であり、また更新料を支払えば存続期間をさらに 10 年更新することができる。

シンガポールでは商標の登録は強制されていない。しかし、商標の登録により商標権者は商標法(Trade Marks Act, Chapter 332 of Singapore)に基づいて商標の使用を管理する権利を得る。未登録商標の商標権者は、模倣又は商品若しくはサービスの供給源につき不実に表示し商標権者に損害を与える商標の使用から、当該商標の信用を保護するためには、コモン・ロー上の「パッシング・オフ」訴訟にしか頼ることができない。

著作権

創作文学、劇、ミュージカル、芸術作品のほか、録音、映画、テレビ放送、演奏など、多くの著作物が保護されている。保護の性質は著作物の種類により異なるが、一般的には特定の著作物の著作権は、有形的に再生し、出版し、公衆に伝達する権利を指す。著作権によって保護される期間は、関係する著作物の種類によって異なる。

著作権は、創作性の要件を満たしシンガポールとの関連を持つ著作物を創作することにより自動的に生じることから(著作権法(Copyright Act, Chapter 63 of Singapore) 27 条)、著作権保護を獲得するための登録手続はシンガポールに存在しない。著作権法により与えられた著作権保護を海外で創作された著作物にも確実に及ぼすため、著作権(国際的保護)規制も適用される。

登録意匠

意匠とは、工業的過程に利用できる物品の形状、構造、模様又は装飾の特徴を指すが、以下の工法、形状の特徴又は物品の構造を含まない。

- ・ 当該物品が発揮すべき機能のみによって決定付けられるもの
- ・ 当該物品が設計者により不可欠の部分を構成すると意図された他の物品の外観に依存しているもの
- ・ 当該物品が機能を発揮するためには、他の物品と結合し、若しくは内部、周辺又は外部に配置して、どちらの物品も機能を発揮させるようにしなければならないもの

意匠は新規性のあるものでなければならない。ある意匠が、登録されている同じ意匠、事前に申請手続に従っているその他の物品と同じものである場合、シンガポール又はシンガポール国外で同じもの又はその他の物品が当該意匠の出願日前に公表されている場合、当該意匠には新規性がない。また、意匠が異なっていたとしても、その違いが重要ではない微細な部分であるか、又は取引で一般に使われている外観である場合、当該意匠には新規性がない。

登録意匠の最初の保護期間は意匠登録日から 5 年間である。登録の更新は、更新料を支払えば、登録の日から 15 年を上限としてさらに 5 年ごとに許可される。

半導体集積回路の回路配置設計

半導体集積回路の配置設計は、どのように表現したとしても、半導体集積回路の素子(少なくとも 1 つは能動素子である)及び半導体集積回路の相互接続の一部又は全部の 3 次元的配置、又は製品とすることを意図されて準備された半導体集積回路のかかる 3 次元的配置と定義される。半導体集積回路の配置設計は、創作的でありかつありふれたものではない場合、又はありふれた素子と相互接続の結合で集積回路配置設計が構成されていても全体としてみると結合に創作性がある場合、保護される。登録は必要ではない。

集積回路配置設計は、創作から 5 年以内に最初に商業的に用いられたならば 10 年間保護が存続し、その他の場合は創作から 15 年間保護が存続する。

地理的表示

原産地の場所で商品を特定するため取引上使用される表示について、その場所が適格国である場合(例えば、WTO 加盟国、パリ条約締約国又は大臣が指定した国)若しくは適格国の地域又は場所である場合であって、特定の品質、評判その他の商品の特徴がその場所に本質的に起因している場合に、当該表示について保護が与えられる。登録は必要でなく、地理的表示が保護される期間に上限はない。

しかし、以下の地理的表示に保護は与えられない。

- ・ 公共政策又は道徳に反する場合
- ・ 原産地の国又は地域でもはや保護されなくなった、又は使用されなくなった場合
- ・ 当該地理的表示が特定する商品又はサービスにつきシンガポールで周知の名称である場合
- ・ シンガポールにおいて、ワイン又はスピリットを特定する表示として、1994 年 4 月 15 日以前に少なくとも 10 年間又は当該日付以前に誠実な用法で継続的に用いられていた場合であって、シンガポール市民又は個人居住者、シンガポールで設立された団体又は個人であってシンガポールで現実にかつ友好的に産業又は商業施設を所有している者により、用いられていた場合
- ・ 1999 年 1 月 15 日以前又は当該地理的表示が原産地の国又は地域で保護されるより以前に、商標の申請又は登録が誠実に行われ、若しくは商標がシンガポールにおいて継続的に取引上用いられていた商標と、同一又は類似の表示である場合
- ・ ある者の氏名又はその者の事業における前身の氏名である場合。ただし、当該氏名につき公衆を欺くような使用がされている場合を除く。

7.2 シンガポールが締約国となっていない知的財産関係の国際条約は存在しますか。

シンガポールは以下の国際条約又は協定の締結国ではない。

- ・ 虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定
- ・ オリンピック標章の保護に関するナイロビ条約
- ・ 特許法条約

- ・ レコードの無断複製に対するレコード制作者の保護に関する条約
- ・ 実演家、レコード制作者及び放送機関の保護に関するローマ条約
- ・ 商標法条約
- ・ 集積回路についての知的所有権に関するワシントン条約
- ・ 原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定
- ・ 工業意匠の国際分類を設定するロカルノ協定
- ・ 国際的特許分類に関するストラスブール協定
- ・ 標章の図形要素の国際分類を設定するウィーン協定

シンガポールは以下の国際条約又は協定の締約国である。

- ・ 特許協力条約
- ・ 工業所有権の保護に関するパリ条約
- ・ 文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約
- ・ 衛星により送信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約
- ・ 標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書
- ・ 標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定
- ・ 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- ・ 著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO 著作権条約)
- ・ 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約(WIPO 実演・レコード条約)
- ・ UPOV 条約として知られている、植物の新品種の保護に関する国際条約
- ・ 工業意匠の国際登録に関するハーグ協定
- ・ 商標法に関するシンガポール条約

7.3 知的財産のライセンスに関して、公正取引委員会や他の競争当局のような公的機関による規制やガイドラインは存在しますか。

存在する。競争法(Competition Act, Chapter 50B of Singapore)は、不当に競争を回避し、制限し又は歪める反競争的行動の禁止を目指している。シンガポールの競争法制度は、通商産業省(Ministry of Trade and Industry)の法定の委員会であるシンガポール競争委員会(Competition Commission of Singapore、以下「CCS」という。)により施行されている。

2005年12月に、CCSは知的財産の取り扱いに関するガイドラインを公表した。これは、CCSが期待する、知的財産権に関係する合意又は権利行使に対する競争法の作用を説明したものである。当該ガイドラインは、知的財産権と競争法の調和についてのCCSの見解と、CCSが知的財産権に関係する合意権利行使を評価する際に考慮する要素と状況の一部を規定している。

CCSは、通常は製品市場におけるライセンス合意の競争効果を分析しているが、さらに技術市場及び/又

は発明市場の分析が必要となる事案もある。

競争法は、競争法又は一括適用除外命令によって除外されていない限り、その目的又は効果においてシンガポール内での競争を大幅に回避し、制限し又は歪める合意を禁止する。当該ガイドラインは、以下のよう
に、CCS がライセンス合意を禁止の文脈で評価する際に適用する一般的枠組みを規定している。

段階 1

CCS は、当該合意が競争事業者間でなされたか非競争事業者間でなされたかを区別する。この区別は、当該合意の時点で、当該事業において当該合意がなければ現実に又は潜在的に当該事業者が競争者であったかどうかを調査することにより行う。一般的に、非競争事業者間の合意は競争事業者間の合意よりも反競争的になりにくい。

段階 2

次に、CCS は、当該合意と当該ライセンスの付与による制約が、それがなければ存在したであろう現実の又は潜在的な競争を制限したかどうかを検討する。

段階 3

CCS は、禁止の範囲に入る合意が、結局、最終的に正味の経済的利益をもたらすかどうかを検討する。例えば、当該合意が生産又は販売の改善や技術的又は経済的成功の促進に貢献するかどうか、問題の商品又はサービスの重要部分についての関係事業者間の競争を除去する可能性がないかどうか等を検討するのである。そのような合意であれば、禁止が必要であるという CCS のより優先する決定をしなければ、競争法の他の条項により禁止の範囲から除外される。

競争法は、シンガポールのあらゆる市場における事業者の一部による優越的地位濫用行動も禁止する。優越的事業者による知的財産権の行使は、当該知的財産権が組みこまれている特定の製品市場に限定されていれば、通常は濫用とはならない。しかし、優越的事業者が、知的財産法により与えられた範囲を超えて市場力を隣接又は関連市場に拡大させようとする場合には、競争上の懸念が生じうる。

8. 為替管理

8.1 シンガポールに持ち込む又はシンガポールから持ち出すことができる現地通貨の量に制限はありますか。

贈収賄、薬物密売その他重大犯罪(利益没収)法(Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act, Chapter 65A of Singapore)は、現金と無記名の譲渡可能証券のシンガポ-

ルへの持ち込み及びシンガポールからの持ち出しに関して報告義務を課している。これらの報告義務は、薬物密売や重大犯罪を発見、調査、訴追する目的で整備されている。

現金のシンガポールからの持ち出し又はシンガポールへの持ち込みに関する報告義務は、以下のとおりである。

- ・ 3 万シンガポールドル(又は同等の外国通貨)を超える現金をシンガポールから持ち出す又はシンガポールへ持ち込む者は、現金を携帯している場合は入国管理官に対して、その他の場合は「疑わしい取引に関する連絡事務官」(Suspicious Transaction Reporting Officer)に対して、法定の期間内に報告しなければならない。
- ・ 3 万シンガポールドル(又は同等の外国通貨)を超える現金をシンガポール外から受け取る者は、その受取りを、「疑わしい取引に関する連絡事務官」に受取日を含めた 5 営業日以内に報告しなければならない。

ある一定の者は報告義務を免除される。現地の金融機関による以下のような持ち出し・持ち込み・受取りが含まれる。

- ・ 外国金融機関との決済に用いる無記名譲渡可能証券
- ・ 顧客に提供している証券管理サービスの対象である無記名債券又は無記名証券

シンガポール警察は、同法に基づき課される報告義務が通貨・為替の管理手段ではないことを明らかにしている。シンガポールへ持ち込み、又はシンガポールから持ち出すことができる現金と無記名譲渡可能証券の種類や量について制限はない。この制度は、持ち込み/持ち出す現金と無記名譲渡可能証券の総額が 3 万シンガポールドル相当を超えた時にのみ、報告を義務付けるものである。商品とサービスの合法的な国際取引の支払又は資本移動の自由を規制しようとするものではない。

8.2 シンガポールへ持ち込む又はシンガポールから持ち出すことができる外国通貨の量に制限はありますか。

質問 8.1 に対する回答を参照のこと。

8.3 外国為替の流入又は流出に関する規制はありますか。

為替管理法(Exchange Control Act, Chapter 99 of Singapore)に為替管理についての条項が存在するものの、通貨金融庁(Monetary Authority of Singapore)は 1978 年 6 月 1 日以降、当該規定に基づく運用を行っていない。その時より、シンガポールにおける為替管理は全て撤廃されており、居住者も非居住者もシンガポールドルの国内又は国外への送金を自由に行うことができる。外国為替市場でシンガポールドルを自由に売買することができる。どのような形態の支払や資本移動であっても、為替管理手続や認可は義務付けられていない。

シンガポール通貨金融庁は、シンガポールの許可を受けた金融機関が、在外金融機関に対して供与することができるシンガポールドルの融資量を規制している。これらの規制は、為替管理の一形態というよりむしろ、シンガポールドルに対する投機を減らし、通貨金融庁による通貨政策の有効性を保持することを意図している。

9. M&A

9.1 シンガポール会社が利用することのできるM&Aの方法には、どのようなものがあるか教えて下さい。

シンガポール証券取引所に上場された会社(外国設立会社を含む)、又はシンガポール設立の非上場会社であって、株主数が 50 名以上かつ有形純資産が 500 万シンガポールドル以上の会社(以下「対象会社」という。)の支配権を獲得する際には、シンガポール買収・合併規約(Singapore Code on Take-overs and Mergers)(以下「買収規約」という。)が適用される。

買収者が対象会社の支配権を獲得する主な方法は、以下のとおりである。

(1) 公開買付による場合

公開買付、すなわち不特定多数の者に対して行う対象会社の株式の買付申出については、買収規約により、以下の 3 つの方法のうちのいずれかを取ることが認められている。

- ・ 買収者及び買収者と協調して行動する者の株式保有がある一定割合を超える場合に生じる義務的な買付
- ・ 買収者により任意に行われる自発的な買付
- ・ 対象会社の株式の一部(全てではない)について任意に行われる一部買付

(2) スキーム・オブ・アレンジメントによる場合

対象会社と株主との間で行われるスキーム・オブ・アレンジメント(scheme of arrangement)(以下「スキーム」という。)という手法においては、買収者が対象会社の株主に対して現金を支払又は新株を発行することにより、対象会社が現存する株式を消却し買収者に対象会社の新株を発行することができる。あるいは、対象会社の発行済株式を対象会社の株主から買収者へ移転することができる。

スキームは会社法 210 条が規定する手続によって行うことができ、対象会社がシンガポールで設立された会社の場合にのみ行うことができる。

スキームは対象会社主導で行われ、対象会社の株主の承認とシンガポールの裁判所の認可が必要とな

る。会社法の要件を満たすことにより有効に効力が発生したスキームは、対象会社の全株主を拘束する。

対象会社が関わる全てのスキームは、証券業協会(Securities Industry Council)により免除されない限り、買収規約を遵守しなければならない。

(3) 合併による場合

スキームに代わる方法として、会社法 215A 条から 215J 条は、合併手続による買収についても規定している。そのような手続には、2 以上の会社が合併して単独会社として存続する場合と、2 以上の会社が合併して新会社を設立する場合とがある。

会社法が定める合併手続は、買収者と対象会社の双方がシンガポールで設立された会社である場合にのみ適用される。

合併は、各合併会社の株主の承認を得なければならない。スキームとは異なり、合併は裁判所の認可が不要である。

全ての合併は、証券業協会により免除されない限り、買収規約を遵守しなければならない。

9.2 各方法を実施する上での手続、要する時間について教えてください。

(1) 公開買付

買収規約によれば、公開買付は、買収会社が対象会社株式の公開買付を行う意図を公告することにより開始される。買収者は、公告の日から 14 日以降 21 日以内に買付申出書類(offer document)を対象会社の株主に郵送しなければならない。

対象会社は、買付申出書類の郵送日から 14 日以内に、対象会社の案内状(offeree document)を株主に郵送しなければならない。

公開買付は、買付申出書類の郵送日から少なくとも 28 日間は続けなければならない。

買収規約の要件に基づいた指針となる公開買付の予定表(タイムテーブル)は以下のとおりである。

段階	日程	出来事
1	T 日	公開買付公告
2	約(T+1)日	対象会社が公開買付公告に応答した公告を公表
3	約(T+2)日	対象会社は、公開買付公告に対応して独立系ファイナンシャル・アドバイザーを指名する

段階	日程	出来事
4	T+21 日以内(ただし T から 14 日以上 21 日以内)	買収者は、買付申出書を対象会社株主に郵送し、その写しを証券業協会に提出する
5	T+35 日以内(ただし段階 4 から 14 日以内)	対象会社は、(a)独立系ファイナンシャル・アドバイザーのアドバイスと、(b)対象会社取締役の公開買付についての意見を記載した案内状を株主に郵送する。対象会社の案内状の写しを証券業協会に提出する
6	T+49 日(ただし段階 4 から 28 日以内)	延長がなければ、公開買付は終了する
7	T+81 日(ただし段階 4 から 60 日間)	公開買付の終了日

(2) スキーム・オブ・アレンジメント

買収者は、スキームを実施するため、通常は対象会社と実施契約を締結し、対象会社はスキームのために特別に招集される株主総会(以下「スキーム総会」という。)において、スキームを提案して承認を得ることを約束する。

会社法によれば、スキーム総会において、自ら又は委任状により出席・投票した対象会社株主総数の過半数及び議決権の 75%以上による承認を得なければならない。

手続に関して、対象会社はスキーム総会を招集する際に裁判所の許可を求めなければならない。スキーム総会で必要な承認が得られた場合にも、対象会社は裁判所にスキームの許可を求めなければならない。

会計企業規制庁(Accounting and Regulatory Authority of Singapore)に提出されるスキームを認可する裁判所の命令により、スキームの効力が生じ、対象会社の全ての株主を拘束することとなる。

公開買付とは異なり、買収規約はスキームのスケジュールについて規定を定めていない。スキームは一般的には完了まで 4、5 か月の期間を要する。

(3) 合併

買収会社と対象会社は、通常は、合併実施に同意することを内容とする合併契約を締結する。

会社法によれば、合併の条件について規定する合併提案を、買収会社と対象会社は共同で準備する必要がある。買収会社と対象会社は、合併提案について、それぞれの株主総会で特別決議による承認を得なければならない。

手続の一環として、買収会社と対象会社の各取締役は、支払能力に関する報告書を作成しなければならない。これは買収会社と対象会社の各株主に送付される合併提案に同封されることとなる。

合併は、合併提案が買収会社と対象会社の各株主によって正式に承認され、会計企業規制庁に提出された時点で効力が生じ、買収会社と対象会社の全ての株主を拘束することとなる。

買収規約は、合併のスケジュールについて、合併の公表から 35 日以内に合併提案が買収者と対象会社の株主に郵送されなければならない、合併提案が郵送された日から 60 日後の 5 時半までには合併の効力が生じていなければならないことを除いて、何ら規定を定めていない。

9.3 具体的な事案に際して、どの方法が最も適切かを判断する基準について教えてください。

買収あるいは株式取得は、資金調達の見込み、租税負担、市場の状況を考慮しながら多様な方法により達成することができる。最も効率的な方法は、どの取引についても、取引当事者の状況と目的次第である。

9.4 組織再編に関わる会社の 1 つが上場会社である場合、追加で満たす必要のある要件があれば教えてください。

買収会社か対象会社のいずれかがシンガポール証券取引所に上場している場合、買収取引に対して上場マニュアルが適用される。

買収会社がシンガポール証券取引所に上場している場合、買収取引について、上場マニュアルに基づいて株主の承認を得たか確認する必要がある。加えて、買収後に発行された新株を上場するにはシンガポール証券取引所の承認が必要である。

スキーム・オブ・アレンジメントと合併の場合、シンガポール証券取引所に上場している会社に関するスキーム書面、合併提案については、シンガポール証券取引所による審査を経なければならない。

9.5 会社の一定割合の株式取得を制限する規制にはどのようなものがあるか、また強制的公開買付規制が適用されるのはいつか教えてください。

特定産業における株式保有規制

シンガポールで設立された一定種類の会社に影響を及ぼす買収活動について、これら会社の株式を保有するためには、規制当局による事前承認を得なければならない。そのような会社の例としては、銀行、金融会社、保険会社、新聞社、放送会社、信託会社、登録郵便免許所有者、登録電力会社、登録ガス会社などが挙げられる。

強制的公開買付

買収規約 14 条によれば、一定期間内の連続した取引によるか否かにかかわらず、買収者は、協調行動者

が保有又は取得する株式と併せて、対象会社の議決権付株式の 30%以上の株式を取得する際に、強制的公開買付の義務が生じることとなる。

買収者及び協調行動者が、対象会社の議決権付株式の 30%から 50%を既に保有しており、対象会社の議決権付株式を 6 か月の期間内に合計 1%以上取得した場合にも、強制的公開買付の義務が生じることとなる。

9.6 外国会社も、上記組織再編方法を行うことができますか。

(1) 公開買付

買収規約は以下の場合のみ適用される。

- ・ 対象会社が外国で設立された会社を含む会社であって、シンガポール証券取引所で主に上場している会社である場合
- ・ 対象会社が外国登録事業信託を含む登録事業信託であって、シンガポール証券取引所で主に上場している事業信託である場合

(2) スキーム・オブ・アレンジメント

上記 9.1(2)で回答したように、スキームは対象会社がシンガポールで設立された会社である場合にのみ適用される。

(3) 合併

上記 9.1(3)で回答したように、合併手続は買収会社と対象会社の双方がシンガポールで設立された会社である場合にのみ適用される。

9.7 シンガポール内の事業又は会社を売却又は取得することにより生じる可能性のある反競争的な結果を規制する法律やその他の形態の規制は存在しますか。

競争法(Competition Act, Chapter 50B of Singapore)は、シンガポールにおける商品又はサービス市場の競争を実質的に減少させる又は減少させる可能性のある合併を禁止している。競争法はシンガポール競争委員会(Competition Commission of Singapore)により管轄、執行がなされている。予定している買収・合併により競争上の懸念が生じるか否か不安な当事者は、同委員会の指導又は決定を求めることができる。

10. 租税

10.1 会社が納税すべき所得税額は、シンガポールでは、どのように決定されるのか教えてください。

シンガポールでは、所得税は属地主義を取っており、シンガポールに源泉のある所得はシンガポールの所得税が課されることとなる。外国源泉の所得は、シンガポールで支払われる(又は法律により支払われたとみなされる)ものでない限り、通常はシンガポールでは課税されない。

租税は、それぞれの課税年度の納税者の所得に基づいて課税され支払うこととなり、会社であれば前年までの事業年度の所得に基づいて課税され支払うこととなる。

課税年度ごとに、納税者は、その課税年度の所得を申告して租税還付を申し立て、それを裏付ける書類を提出する必要がある。会社は、租税還付を 11 月 30 日までに申し立てられなければならない。また、会社は、毎事業年度、事業年度が終了してから 3 か月以内に、当該事業年度の課税所得の概算を申告することが求められている。これは、シンガポール内国歳入庁(Inland Revenue Authority of Singapore)が、提供された概算に基づいて租税の事前評価を行うことができるようにするためである。

取引・事業による損失は、他の源泉の所得と相殺することができ、他の課税年度の所得と相殺するために(制限の範囲内で)繰り越し又は繰り戻しを行うことができる。シンガポールで設立された会社は、条件を満たせば、当該会社の損失をシンガポールで設立された関連会社に移転し、当該関連会社の利益と相殺することもできる。

10.2 税務上、居住地(住所)はどのように取り扱われますか。

シンガポールにおいて、会社の税務上の居住地(住所)は、当該会社の事業がどこで管理・経営されているかによって決定される。一般的には、会社に関する事項を判断する取締役会が、他のどこでもなくシンガポールでのみ開かれている場合、会社は税務上シンガポールの居住者となる。

外国会社のシンガポール支店は、その管理・経営が海外本社により行われている場合には、通常は税務上のシンガポール居住者とならない。

居住者である会社と非居住者である会社は、通常は同じように課税されている。ただし、非居住者である会社は以下の権利を認められていない。

- ・ シンガポールが他の締約国と締結した二重課税回避条約によってもたらされる特典
- ・ 所得税法(Income Tax Act, Chapter 134 of Singapore)により認められている外国源泉配当、外国支店利益、外国源泉のサービス所得に対する免税措置

- ・ 二重課税回避条約が適用されない場合に、シンガポールで課税対象となる所得に関して支払われた外国税額の控除
- ・ 所得取得者の税務上の居住地に従って適用されうる、特定所得に対する一定の免税措置
- ・ 新興企業のための免税制度
- ・ シンガポールの源泉徴収税は、シンガポールの非居住者に対する支払に適用されるが、シンガポールの税務上の居住者に対する支払には適用されない。

10.3 法人税率及びその適用方法について教えてください。

現在の法人税率は 17%であるが、最初の 30 万シンガポールドルの利益については非課税とされている。

10.4 外国法人がシンガポールで取得した所得に対して課される税率を教えてください。

内国法人も外国法人も、その課税所得に対しては同一の税率が課される。現在の税率については、上記の質問 10.3 に対する回答を参照のこと。

10.5 シンガポールでは、他にどのような税金を支払う必要があるか教えてください。

商品サービス税

商品サービス税は、国内消費に課税することを目的としている。商品サービス税は、そもそも、生産者と供給者から徴収されるが、租税負担は商品サービス税の登録供給者でない最終消費者が担うように設計されている。

一般的には、商品サービス税の登録供給者がシンガポール国内で供給する全ての商品若しくはサービス、又はシンガポールへの全ての輸入商品に対して、7%の商品サービス税が課される。しかし、一定の供給については商品サービス税が免除され、シンガポールから輸出する商品及び一定の国際サービスの供給に対しては 0%の商品サービス税が課される。

商品サービス税の登録供給者は、適用される商品サービス税を徴収して、内国歳入庁に支払う責任を負う。商品サービス税の登録供給者は、他の登録供給者から自分に対する供給に関して支払われた商品サービス税の還付も請求することができる(適切な領収書により裏付けられている場合)。商品サービス税の支払と還付に関する会計は、一般的には、登録供給者が税還付を四半期毎に請求することにより行われる。

一般的には、事業の過程若しくは事業の拡大に伴い課税対象となる供給を行っている又は行うことを意図する者は、商品サービス税の供給者に登録することができる。自ら行った又は行う課税対象となる供給の価値が、12 か月で 100 万シンガポールドルを超える者は、商品サービス税の供給者として登録しなければならない。

印紙税

印紙税は、一般的には、シンガポールにおける不動産又はシンガポールにおいて登録された株式を譲渡する際に支払わなければならない。印紙税は、担保権及び賃貸借を設定する際にも支払わなければならない。

不動産の譲渡については、印紙税の税率は対価又は不動産の価値の約 3%である。株式の譲渡については、対価又は株式の価値の 0.2%である。印紙税は不動産又は株式の譲受人が支払わなければならない。ただし、一定の状況においては印紙税が免除される。

資産税

資産税は、毎年、シンガポールにおける土地及び不動産の価値に対して支払わなければならない。税率は、一般的には査定主任(Chief Assessor)により査定された毎年の財産価値の 10%である。

10.6 配当は課税されますか。

シンガポールは法人利益について一段階課税方式を採用しており、シンガポールの税務上の居住者である会社により支払われる配当は免税となる。すなわち、法人利益は会社に課税され、株主に分配する際には課税されないということである。

10.7 源泉徴収税が課されますか。

配当に対して源泉徴収税は課されない。シンガポール居住者である会社から非居住者へ利子の支払がなされ、当該非居住者がシンガポールにおける取引・事業からそのような利子を稼得したものでない場合には、当該利子の支払に対して 15%の源泉徴収税が課される。シンガポール居住者である会社から非居住者へロイヤリティーの支払がなされ、当該非居住者がシンガポールにおける取引・事業からそのようなロイヤリティーを稼得したものでない場合には、当該ロイヤリティーの支払に対して 10%の源泉徴収税が課される。

管理サービス・技術サービスの提供(ただし、非居住者がシンガポールの恒久的施設を通じてそのようなサービスを提供している場合にのみ源泉徴収税が課されるべきとの変更案が提案されている)、又は動産の賃借に関するその他の支払に対しても、シンガポールの税務上の居住者から非居住者に対してなされる際には、17%の源泉徴収税が課される。

シンガポールにおける不動産の処分から生じる取引利益、シンガポールで上場している不動産投資信託からの分配、取締役の報酬、専門サービスによる所得など、非居住者に対してなされるその他一定の支払に対しても、様々な税率の源泉徴収税が課され得る。

源泉徴収税は、シンガポールと支払の受益者の居住国との間の租税条約が適用されることにより、回避又は減税されることがある。

10.8 シンガポールでは、キャピタルゲインが課税の対象となるのか教えてください。

シンガポールはキャピタルゲインに対して課税を行っていない。それゆえ、投資又は他の資本財産の処分によって生じるキャピタルゲインは、シンガポールにおいて課税されない。譲渡資産について資産の減価償却 (capital allowances) が行われた場合、譲渡資産について差額賦課又は差額償却がなされることがある。

販売在庫又は販売資産の譲渡の際に実現した利益については、収入利益として課税対象となることがある。

11. 紛争解決

11.1 シンガポールにおける民事訴訟手続の概要を教えてください。

シンガポールの民事訴訟手続にはいくつかの段階がある。まず、召喚令状(writ)又は呼出状(originating summons)を提出することにより手続が開始される。被告は定められた期限までに答弁書(defence)を提出し、出廷するか否かを判断する(請求を争う場合、被告は通常そのように対応するのみである)。原告はこれに対して反対訴答(reply)を提出し、これにより訴答手続(pleadings)は終了したとみなされる。これに続いて、書類の証拠開示手続(discovery)が行われ、裁判所は、証人の数や証拠の引渡方法など正式事実審理(trial)に関する事項について指示を出す。その後、訴答手続(pleadings)の終了から 6 か月以内に、正式事実審理に入る。しかし、紛争が正式事実審理へ進む前に、当事者は略式判決(summary judgment)、却下(striking out)(裁判所がこのいずれかを命令すれば、手続は正式事実審理(trial)に至る前に終了する)、訴訟費用の立担保(security for costs)、仮処分(interlocutory injunction)などの暫定的手続を利用することができる。

シンガポールの法的手続は当事者主義であり糾問主義ではない。それゆえ、当事者が(実体法と証拠・手続法に従って)訴訟をコントロールし、裁判官は紛争の審判者としての役割を担う。弁護士は、法曹(officer of the court)としての義務の範囲内で、自らの顧客の利益の最善となるように対策を講じることが認められている。

裁判手続の効率性を改善する目的で、シンガポールは、2000 年に世界で初めて、全国規模で紙を使用しないことを義務付ける裁判所への申立制度を導入した。電子申立制度は、電子サービスを用いた書類の提出、提供、送達、伝達について規定を置いている。また、シンガポールの裁判所は、請求の迅速処理に重点を置いて、事件を積極的に指揮している。裁判所は、訴訟開始後すぐに正式公判前整理手続(Pre-trial conferences)を開き、当事者が裁判所に裁判所に対する訴訟状態に関するアップデートを行うことを認め、裁判所はスケジュールを設定する。その結果、訴訟が開始されてから 6 か月から 12 か月以内に正式事実審理が終了することは珍しいことではない。

11.2 シンガポールにおいて外国判決はどのように執行されますか。

外国裁判所から判決を得た判決債権者は、その判決をシンガポールにおいても執行することができる。いったんその判決が高等裁判所に届け出られると、当該判決は、執行を行う上で、シンガポールの判決と同様の効力を有することとなる。

11.3 シンガポールにおいて利用可能な裁判外紛争処理手続にはどのようなものがあるか教えて下さい。

調停

調停は、シンガポール調停センター(Singapore Mediation Center)及び下級裁判所内のプライマリー紛争解決センター(Primary Dispute Resolution Centre)が行っている。シンガポール調停センターは、退職した最高裁判事、国会議員、元司法委員、上級顧問及び様々な職業と産業の第一人者を含む高度な資質を持つ調停委員・中立委員で構成されたパネルを有している。プライマリー紛争解決センターには、司法官が配置されている。

下級裁判所では、調停を促進しようと特別の努力がなされている。上述した正式事実審理前整理手続は、訴訟当事者に利用可能な全ての紛争解決プログラムを知らせるためにも行われる。

専門家決定

専門家決定は、契約当事者が第三者に争点について判断させる方法である。第三者は、通常、当事者間の争点に関する専門知識を有する専門家である。シンガポールの裁判所は、当事者間で専門家決定を終局判断とする旨合意されている場合、専門家決定は当事者を拘束するとの判断を示している。この紛争解決手段は、船舶の事案、特に高度な専門的事項が争点となっている時に非常に有用であることが示されている。

仲裁

シンガポールの裁判所は、紛争解決の手段として仲裁を用いることを推奨しており、これは裁判所が仲裁合意を認め、そのような合意を理由に法的手続を停止した事実から明らかである。そのため、仲裁は紛争解決手段の選択肢として急速に浮上してきている。シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Center)で処理されている国際案件の数は、着実に増加している。

シンガポールの仲裁業界を後押しするために、マクスウェル・チャンバーズ(Maxwell Chambers)が近年設立された。そこでは、トップクラスの国際裁判外紛争処理機関を 1 つの建物内に收容し、最高級の審理施設と支援サービスが提供される。收容されている機関は、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre)、シンガポール仲裁機関(Singapore Institute of Arbitrators)、シンガポー

ル海事仲裁協会(Singapore Chamber of Maritime Arbitration)、紛争解決国際センター(International Centre for Dispute Resolution)、国際商業協会の国際仲裁裁判所(International Court of Arbitration of the International Chamber of Commerce)、世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)、常設仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration)である。シンガポールは、この地域で常設仲裁裁判所の支部が設置された最初の国である。このシンガポール支部は、少なくとも一方の当事者が国家、政府組織、政府間組織である場合の国際紛争を解決するために仲裁、調停、和解、事実調査サービスを提供している。これに加えて、アメリカ仲裁協会(American Arbitration Association)がシンガポール国際仲裁センターと共同事務所をシンガポールで立ち上げる予定である。

シンガポール裁判所には、仲裁関連事案の審理を行う専門裁判官もおり、これが世界中で仲裁地の選択肢としてシンガポールを大いに魅力的にしている。

11.4 仲裁判断は、シンガポールではどのようにして執行されるのか教えてください。

仲裁判断は、仲裁法(Arbitration Act, Chapter 10 of Singapore)か国際仲裁法(International Arbitration Act, Chapter 143A of Singapore)のいずれかが適用される。

仲裁判断は、以下の条件を満たす場合、国際仲裁法が適用される。

- ・ 仲裁合意の少なくとも一方の当事者が、合意締結の時点で、シンガポール以外の国に事業地を有していること
- ・ 以下の場所が、当事者が事業地を有している国の国外にある場合
 - ・ 仲裁地
 - ・ 商業関係の義務の重要部分の履行地又は紛争の対象事項の密接関連地
- ・ 仲裁合意の対象事項が1国以上に關係すると当事者が明示的に合意している場合

国際仲裁法が適用される仲裁判断は、「国際仲裁判断」(international award)とされている。国際仲裁法が適用されず、シンガポールが仲裁地である仲裁判断は「国内仲裁判断」(domestic award)とされており、仲裁法が適用される。

国内仲裁判断が判決又は裁判所の命令として執行される前に、裁判所の許可が必要となる。裁判所は執行力を付与する裁量権を有しており、以下の場合、国内仲裁判断への執行力の付与が拒否される可能性がある。

- ・ 上訴の際、裁判所が仲裁判断を無効又は付託することができる事情が存在する場合
- ・ 仲裁判断が不明確、曖昧、又は不完全であるなどの状況が存在する場合

国際仲裁判断は2つの制度に基づいてシンガポールで執行される。

- ・ 1958年のニューヨーク条約(New York Convention)を具体化した国際仲裁法(仲裁判断が締約国においてなされた場合)

- ・ イギリス連邦判決相互執行法(Reciprocal Enforcement of Commonwealth Judgments Act, Chapter 264 of Singapore)

シンガポールにおける仲裁判断と異なり、ニューヨーク条約に基づいてなされた判断に関しては、当該仲裁判断の執行を拒絶することができる条約上の正当化事由が存在しない限り、条約上の義務として、シンガポール裁判所は外国判決を執行しなければならない。

シンガポールが仲裁地である仲裁判断は、シンガポール裁判所が無効と判断した場合、1958年ニューヨーク条約の下では、他の場所でも執行を拒絶され得ることに注意しなければならない。

11.5 仲裁判断がシンガポール裁判所において否定されるのはどのような場合か教えてください。

仲裁法に基づき、申立当事者が以下の事実を証明した場合、裁判所は国内仲裁判断を無効とすることができる。

- ・ 仲裁合意の当事者が相当程度に無能力であった場合
- ・ 仲裁合意が適用される法律によれば無効であった場合
- ・ 仲裁手続について適切に告知がなされていなかった場合
- ・ 仲裁判断が取り扱った紛争が、仲裁合意が予期していたものではなかった場合
- ・ 仲裁廷の構成が当事者の合意に従ったものでなかった場合
- ・ 詐欺、汚職によって仲裁判断の形成が誘因された場合
- ・ 仲裁判断の形成が自然法に違反し、当事者のいずれかの権利を侵害する場合

加えて、シンガポール仲裁手続の当事者は、それらの手続においてなされた仲裁判断から生じた法律問題に関して、(他の当事者と仲裁廷に通知し、他の全ての当事者の合意又は裁判所の許可を得て)裁判所に上訴することができる。そのような上訴は、仲裁判断がなされてから 28 日以内に行わなければならない、全ての仲裁手続上の上訴が利用し尽くされた場合にのみ行うことができる。

裁判所は、以下の条件を満たす場合にのみ上訴を許可する。

- ・ 問題の判断が 1 以上の当事者の権利に重大な影響を及ぼす場合であること
- ・ 仲裁廷に判断が求められた問題であること
- ・ 仲裁判断における事実認定を踏まえて
 - ・ 問題とされる仲裁廷の判断が明白に誤っている場合、又は
 - ・ 問題が一般的公益的に重要なもので、仲裁廷の判断に少なくとも重大な疑いがある場合
- ・ 仲裁により問題を解決するとの当事者の合意があるにもかかわらず、裁判所が問題を判断すべきであることが、あらゆる状況において正当かつ適切である場合

上訴の許可申立てにおいては、判断されるべき法律問題を特定しなければならない、上訴の許可が与えられ

るべき理由を述べなければならない。

上訴の際、裁判所は仲裁判断を承認し、変更し、無効にし、又は裁判所の判断に基づいて再考するよう仲裁廷に差戻すことができる。

(2010年3月31日現在)

なお、本法律ガイドは一般的なものであり、特定の事実に基づく法的意見や助言ではない点にご留意ください。